

平成27年度 板橋区子ども家庭支援センターにおける児童虐待の対応について

1 平成27年度板橋区における虐待通告

(1) 虐待の種別・年齢別通告受理件数 ※ ( )は平成26年度。再通告は内数

	身体的		性的		ネグレクト		心理的		合計	
	件数	再通告	件数	再通告	件数	再通告	件数	再通告	件数	再通告
0～2歳	25(20)	2(4)	0(0)	0(0)	21(11)	4(2)	38(30)	6(0)	84(61)	12(6)
3歳～就学前	32(26)	10(10)	0(0)	0(0)	22(17)	5(5)	34(32)	1(2)	88(75)	16(17)
小学生	52(86)	25(32)	0(3)	0(0)	24(34)	6(14)	42(43)	6(9)	118(166)	37(55)
中学生・高校生・その他	9(25)	2(5)	0(1)	0(1)	9(14)	0(9)	13(28)	0(5)	31(68)	2(20)
合計	118(157)	39(51)	0(4)	0(1)	76(76)	15(30)	127(133)	13(16)	321(370)	67(98)
終結件数 (終結率)	55(51) 46.6(32.4)(%)		0(1) 0(25)(%)		39(19) 51.3(25)(%)		91(68) 71.7(51.5)(%)		185(139) 57.6(37.51)(%)	

【参考】北児童相談所(板橋区分) =速報値=

	身体的	性的	ネグレクト	心理的	不明	合計
0～2歳	12(16)	0(0)	16(16)	39(27)	2(1)	69(60)
3歳～就学前	13(33)	0(0)	32(20)	77(39)	2(4)	115(96)
小学生	30(44)	0(2)	35(21)	95(34)	1(6)	161(107)
中学生・高校生・その他	25(20)	0(1)	14(16)	33(16)	0(5)	72(58)
不明	1(0)	0(0)	0(1)	5(8)	3(0)	9(9)
合計	81(113)	0(3)	88(74)	249(124)	8(16)	426(330)

援助方針 =速報値=

助言指導	207(219)
継続指導	14(18)
児童福祉司指導	37(57)
施設入所	18(19)
その他※	150(17)
(一時保護)	41(53)
合計	426(330)

※援助方針未決定は「その他」に含む

(2) 主たる虐待者(前年度比較)

	実父	継父等	実母	継母等	祖父	祖母	きょうだい	その他	不明	合計
平成26年度	98	12	212	1	2	3	0	3	39	370
平成27年度	50	8	245	0	2	2	0	1	13	321

【参考】北児童相談所(板橋区分) =速報値=

	実父	継父等	実母	継母等	祖父	祖母	きょうだい	その他※	不明	非該当	合計
平成26年度	60	6	207	4				8	7	38	330
平成27年度	121	16	245	3				7	34	83	426

※「祖父」「祖母」「きょうだい」は「その他」に含む。

(3) 通告経路別受理件数（前年度比較）

	家族親戚	近隣知人	児童本人	児童相談所	医療機関	警察	学校	福祉事務所	民生・児童委員	保育園・児童館	あいキッズ	健康福祉センター	公共機関	その他	合計
平成26年度	53	100	2	1	17	8	115	0	2	25	8	19	2	18	370
平成27年度	42	87	2	0	9	1	73	10	3	36	2	27	16	13	321

※「その他」…「宿所提供施設」「学習塾」「マンション管理人」等

【参考】北児童相談所(板橋区分) =速報値=

	家族親戚	近隣知人	児童本人	児童相談所	医療機関	警察	学校	福祉事務所	民生・児童委員	保育園・児童館	その他※	合計
平成26年度	27	110	7	12	6	60	37	0	0	1	70	330
平成27年度	42	137	6	15	6	144	20	1	2	2	51	426

※「その他」…「子ども家庭支援センター」「児童福祉施設等」「他自治体」「家庭裁判所」等

(4) 子ども家庭支援センターと北児童相談所との連絡・調整

子ども家庭支援センター ⇒ 北児童相談所受理

	送致	援助要請	情報提供	合計
平成26年度	0	13	2	15
平成27年度	3	8	1	12

北児童相談所⇒子ども家庭支援センター

	見守りサポート
平成26年度	12
平成27年度	3

2 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）開催回数

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等の適切な支援を図るため、子ども家庭支援センターが調整機関となり、児童相談所・福祉事務所・医療機関・学校・警察・民生児童委員等の関係機関が連携し、必要な情報の交換・共有を行うとともに、虐待の早期発見及び未然防止に資することを目的として設置している。

会議名	回数	会議内容
代表者会議	2	協議会の構成員（関係機関等）の代表者による会議で、実務者会議等が円滑に運営されることを目的として開催。
実務者会議 (虐待防止分科会)	17	教育支援、発達支援、虐待防止の3分科会があり、各組織の実務者で構成。子ども家庭支援センターは虐待防止分科会を所掌。 虐待防止分科会開催内訳（17回） 地域別分科会(3回)、児童相談所との虐待ケース進行管理(4回)、健康福祉センターとの虐待ケース進行管理(5箇所×2回)
個別ケース会議	290	個々の支援に関わる関係機関等が、具体的な支援の内容や役割分担に関する協議（個別ケース会議）を行う。

3 その他（参考）※子ども家庭支援センターで対応した過去3年間の相談実績（虐待を含む）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談人数（実人数）		1, 431	1, 529	1, 387
（前年度からの継続）		890	897	760
相談対応件数（延べ件数）		22, 060	29, 729	21, 042
内訳	虐待	10, 236	13, 411	7, 292
	養育不安	10, 902	15, 344	10, 966
	その他（健康、生活環境、非行等）	922	974	2, 784